

埼玉県教育委員会安全管理者に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成10年埼玉県教育委員会教育長訓令第1号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、安全管理者に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 規程第8条第1項の安全管理者は、埼玉県教育委員会安全管理者（以下「安全管理者」という。）と称する。

(選任)

第3条 規程第8条第2項の資格を有するものとは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後3年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後5年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 大学又は高等専門学校において理科系統以外の課程を修めて卒業した者にあつては産業安全の実務に従事した経験が5年以上ある者、高等学校において理科系統以外の学科を修めて卒業した者にあつては産業安全の実務に従事した経験が8年以上、その他の者にあつては産業安全の実務に従事した経験が10年以上であるもの

(業務)

第4条 規程第9条に規定する安全に係る技術的事項とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 教職員の危険及び健康障害を防止するため、学校給食調理場の安全状態等の点検に関すること。
 - (2) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、特に統括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。
- 2 安全管理者は、教育総務部福利課長（以下「福利課長」という。）の指揮を受け、前項各号に掲げる業務を管理する。
- 3 安全管理者は、教職員の危険及び健康障害の防止のため改善の必要があると認められる事項を発見した場合は、福利課長に報告し、その指示を受けるものとする。

(記録)

第5条 安全管理者は、前条第1項各号に掲げる業務を行ったときはその結果を別記様式の安全管理者記録表に記載し、福利課長に提出するものとする。

- 2 福利課長は、前項の規定により提出された安全管理者記録表を5年間保存するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、安全管理者に関し必要な事項は、統括安全衛生管

理者が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

安全管理者記録表

執務年月日 年 月 日

安全管理者氏名

職 務 の 概 要	
特 記 事 項	